

令和3年 1月13日

栃木県知事 福田 富一 様

公益社団法人全国運転代行協会
栃木県支部 支部長 板橋勇二

栃木県の運転代行業への事業継続支援要望書

日頃より運転代行業の健全化・適正化にご理解とご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。表題につきまして、緊急な対処をしていただきたく、次のとおり、緊急にお願い申し上げます。

記

【運転代行業者に対する事業継続を目的とした緊急支援金の給付】

現在コロナ第3波と言われている中で、栃木県では酒類提供を伴う店舗への時短営業要請、首都圏や宇都宮市では緊急事態宣言が再発令されております。

特に夜間の酒類提供を伴う飲食業界と密接な関係があり、その飲食店等の利用者が大半の収入源となっている運転代行業は、その事業自体の継続が非常に厳しい状況です。

しかしながら飲酒行為は禁止されておらず、いわゆる宅飲み後、コロナ禍により運転代行業者が時短営業・休業していた為、飲酒運転によって検挙されたケースは全国的にも散見されます。

飲酒運転抑止と社会安定の為に必要不可欠とされている公共サービスの運転代行業には社会的使命があります。

事業継続を主目的とした給付金支援事業を緊急にお願い申し上げます。